

令和3年3月18日
関東信越厚生局

保険医療機関の指定の取消に係る効力の停止について

関東信越厚生局長は、令和3年2月16日付けで、下記保険医療機関の指定を取消すとして通知したところ、令和3年2月17日に開設者から東京地方裁判所に対して当該取消処分に係る訴訟（以下「取消訴訟」という。）が提起され、併せて当該取消処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがされました。

このうち、執行停止の申立てに関しては、令和3年3月2日に、東京地方裁判所において、取消訴訟の第1審判決言渡しの日から起算して40日を経過する日まで取消処分の効力を停止する旨の決定がされました。

このため、下記保険医療機関の指定の取消については、取消訴訟の第1審判決言渡しの日から起算して40日を経過する日までは行わないことになりましたのでお知らせいたします。

記

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 名 称 | 春原歯科クリニック |
| (2) 所 在 地 | 長野県上田市下塩尻144-3 |
| (3) 開 設 者 | 春原 浩二 |
| (4) 指定取消年月日 | 令和3年2月17日 |